

## 一宮町九十九人委員会設置要綱

### (設置)

第1条 町は、町民の多様な意見を町政に反映し、町民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、一宮町九十九人委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (委員の要件)

第2条 委員は、中学生以上の者で、公募による者とし、町長が任命する。ただし、次に掲げる者は、公募の資格はない。

- (1) 国又は地方公共団体の議会議員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の規定に該当する者

2 委員に応募しようとする者は、一宮町九十九人委員会登録申込書（別記第1号様式）を町長に提出する。なお、随時応募できるものとする。

3 委員には、報酬、報償金及び費用弁償は支給しない。

4 委員が退会しようとするときは、一宮町九十九人委員会退会届（別記第2号様式）を町長に提出して、任意で退会することができる。

### (委員の任期等)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、第1回の任期は、任命の日から平成31年3月31日までとする。

2 委員は、再任することができる。

3 委員は、1つ以上の部会に参加しなければならない。

4 町長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その委員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 委員に適しない非行があると認められるとき。

### (組織)

第4条 委員会は、次の部会を設置する。

- (1) オリンピック部会
- (2) 観光部会
- (3) その他町長が必要と判断した部会

2 各部会は、基本的な課題等を協議し、意見を取りまとめるため分科会を設置することができる。

(役員)

第5条 委員会に正副委員長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 部会に正副部会長を各1人置き、各部会の委員の互選によりこれを定める。

(会議)

第6条 委員会の会議は、全体会、部会及び分科会とし、全体会は委員長が招集し、部会は部会長が招集し、それぞれ議長となる。

2 分科会に正副リーダーを各1人置き、分科会の意見を取りまとめる。

3 委員長は、部会から全体会の招集の請求があったときは、これを招集しなければならない。

4 会議は、その調査、審議のため必要があると認めるときは、関係者又は参考人の出席を求め、その意見を聴くとともに資料の提出を求めることができる。

(意見の取扱い)

第7条 委員会は、会議で審議された内容を取りまとめ、町長に提出するものとする。

2 町長は、全体会で提出された内容を精査した上で、これを尊重し、町の地域の発展と住民福祉の向上のため、町政に反映させるものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この告示は、平成29年5月16日から施行する。

附 則(平成30年3月9日告示第9号)

この告示は、平成30年3月9日から施行する。

別記第1号様式（第2条関係）

一宮町長 様

一宮町九十九人委員会登録申込書

私は、一宮町九十九人委員会に登録したいので、下記のとおり申し込みます。

年 月 日

ふりがな 氏 名		性別	男・女
住 所	〒		
生年月日	S・H 年 月 日（ 歳）		
連絡先	TEL（ ） - FAX（ ） - Email： @		
希望する部会			
応募理由 (自由記述)	参加したい部会で議論したい内容について、ご記入ください。		

■いただいた個人情報は、「一宮町個人情報保護条例」に基づいて、一宮町九十九人委員会の運営に利用し、適切に管理を行います。

別記第2号様式（第2条関係）

一宮町長 様

一宮町九十九人委員会退会届

私は、一宮町九十九人委員会を退会したいので、下記のとおり申し込みます。

年 月 日

ふりがな 氏 名		性別	男・女
住 所	〒		
生年月日	S・H 年 月 日（ 歳）		
連絡先	TEL（ ） - FAX（ ） - Email： @		
退会する部会			
退会理由 (自由記述)			